

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

後志広域連合は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道後志広域連合長

公表日

令和5年1月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	1 被保険者の資格管理に関する事務 ① 被保険者証の交付 ② 資格管理 ③ 被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付 2 保険給付に関する事務 ① 保険給付の申請審査、支給決定、保険給付金支給 ② レセプト点検及び過誤処理 ③ 国庫支出金・療養給付費等交付金・前期高齢者交付金・道支出金・共同事業交付金等の補助金交付事務 ④ 国民健康保険事業報告 ⑤ 退職者医療制度事務
③システムの名称	関係町村設置の市町村事務処理標準システム、KDBシステム、国保総合システム、国保情報集約システム、宛名管理システム、医療保険者等向け中間サーバー等、情報提供ネットワークシステム(口座登録・連携ファイル関係情報を取得)
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格ファイル、国民健康保険賦課ファイル、国民健康保険給付ファイル、宛名情報ファイル、口座登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一の事務(30の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法別表第二の事務 (情報提供の根拠) 第3欄情報提供者が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄特定個人情報において、関係する給付等の情報が記載された項 (1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項) (情報照会の根拠) 第1欄情報照会者が「市町村長」の項のうち、第2欄事務に「国民健康保険法」が含まれる項 (42, 43, 44, 45の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	後志広域連合 総務課総務係 住所 〒 044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎 車庫棟2階 電話 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466 E-mail soumu@shiribeshi-kouiki.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	後志広域連合 国民健康保険課国保係 住所 〒 044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎 車庫棟2階 電話 0136-55-8012 FAX 0136-22-4466 E-mail kokuho@shiribeshi-kouiki.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③. システムの名称	関係町村設置の市町村事務処理標準システム、KDBシステム、次期国保総合システム、国保情報集約システム、宛名システム	関係町村設置の市町村事務処理標準システム、KDBシステム、国保総合システム、国保情報集約システム、宛名管理システム、医療保険者等向け中間サーバー等、情報提供ネットワークシステム(口座登録・連携ファイル関係情報を取得)	事後	追加
令和5年1月6日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル、宛名情報ファイル	国民健康保険資格ファイル、国民健康保険賦課ファイル、国民健康保険給付ファイル、宛名情報ファイル、口座登録・連携ファイル	事後	追加
令和5年1月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表第1(30の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	番号法別表第一の事務(30の項)	事後	番号法改正による号数の変更及び主務省令の記載を削除
令和5年1月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二 (情報提供。ただし平成30年3月31日までの特定個人情報に限る。) ・1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、106、119 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供。ただし平成30年3月31日までの特定個人情報に限る。) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	番号法別表第二の事務 (情報提供の根拠) 第3欄情報提供者が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄特定個人情報において、関係する給付等の情報が記載された項 (1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項) (情報照会の根拠) 第1欄情報照会者が「市町村長」の項のうち、第2欄事務に「国民健康保険法」が含まれる項 (42、43、44、45の項)	事後	番号法改正による号数の変更及び主務省令の記載を削除
令和5年1月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	後志広域連合 国民健康課国保係 住所 〒044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎 車庫棟2階 電話 0136-55-8012 FAX 0136-22-4466 E-mail kokuho@shiribeshi-kouiki.jp	後志広域連合 国民健康保険課国保係 住所 〒044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎 車庫棟2階 電話 0136-55-8012 FAX 0136-22-4466 E-mail kokuho@shiribeshi-kouiki.jp	事後	担当係の変更